

事業評価票

89	防災都市づくりの推進（マンション耐震改修促進事業） （都市整備局住宅政策推進部／一般会計）	事業開始	平成 18 年度
		事業終了予定	平成 — 年度

【局評価】

1 どのような経緯で事業を始めたか、何をを目指すのか	
○ 平成17年度の耐震改修促進法の改正を受け、都は、耐震改修促進計画を19年3月に策定した。 また、24年3月に計画期間を23～32年度、住宅の耐震化率の目標を27年度までに90%以上、32年度までに95%以上とする計画の改定を行った。	
○ 耐震改修促進計画では、区分所有者による合意形成が難しい分譲マンションを「重点的に耐震化を図るべき建築物」としている。	
○ 都民の生命、財産の保護及び地域の被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建設された分譲マンションの耐震化を促進する。	
根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律

2 どのように取り組み、どのような成果があったか	
○ 平成18年度より、耐震診断・耐震改修助成制度を順次創設するとともに、国の制度改正に合わせた制度の見直し・拡充を行っている。	
○ 関係団体と連携した相談窓口の設置やアドバイザー制度の創設により、耐震化に取り組みやすい環境の整備に努めるとともに、マンション管理組合や区分所有者に対して「マンション耐震化啓発隊」による直接的な働きかけを行ってきた。	
○ 27年7月現在、23区8市（一部実施を含む）において耐震化助成事業を実施しており、助成実績は、耐震診断で698件（18～26年度）、耐震改修（設計・工事）で97件（20～26年度）である。	
○ 新築の分譲マンションの着工も順調に推移しており、これらを含めると、分譲マンションとしては、着実に耐震化が図られつつある。	

3 どのような課題や問題点があったか	
○ マンション耐震化を進めるに当たっては、耐震診断や耐震改修の実施及びこれらを行うための費用負担について、区分所有者間の合意形成が必要であり、耐震化に向けた支援の充実が重要である。	
○ 特に、耐震診断実施の前提となる設計図書が保管されていないマンションが多く、設計図書類を復元するにも多額の費用がかかることから、耐震診断実施の妨げとなっている。	
○ 国の補助制度では、平成26年度から設計図書の復元費用に対する支援を拡充しており、助成制度の充実を検討する必要がある。	

4 局として、事業をどうしていきたいか							
拡大・充実		見直し・再構築	移管・終了		その他		
○ 平成32年度末までの耐震化率95%以上の目標達成に向けて、引き続き、助成事業を継続していく。							
○ 耐震診断に必要となる設計図書が保管されていないマンション管理組合に対して、設計図書の復元に係る費用の補助を加算し、耐震化への取組を促していく。							
歳入	26年度決算額	—	千円	歳出	26年度決算額	129,874	千円
	27年度予算額	—	千円		27年度予算額	1,269,609	千円
	28年度見積額	—	千円		28年度見積額	506,800	千円

【財務局評価】

5 財務局として、成果や課題などについて、どう考えたか	
○ 旧耐震基準で建設されたマンションの耐震化は、震災時の倒壊等により周辺に影響を及ぼす恐れがあり、耐震化の促進は重要である。	
○ 耐震診断の際、設計図書は必要不可欠であることから、診断補助に設計図書の復元に要する費用を加算することは、耐震化への取組を促進させるうえで必要である。	

6 28年度予算で、どのように対応したか					
拡大・充実		見直し・再構築	移管・終了		その他
○ 耐震化率95%以上の目標達成に向けて、国に合わせた新たな加算メニューを追加しつつ、過去実績から規模・経費の見直しが行われており、経費精査が図られていることから、見積額のとおり計上する。					
歳入		28年度予算額		— 千円	
歳出		28年度予算額		506,800 千円	